

自動車の種類

自動車の種類及び区分方法は道路運送車両法によるものと道路交通法によるものとがあるが、自動車の検査、登録、届出、強制保険については道路運送車両法による分類が、運転免許、交通取締については道路交通法による分類が用いられている。

道路運送車両法

種 類			自 動 車								原動機付自転車				
			普 通 自 動 車		小 型 自 動 車		軽 自 動 車		大型特殊 自 動 車	小型特殊自動車		第1種原動機付自転車		第2種原動機付自転車	
										農耕作業用	荷役運搬・土木建設作業用	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車		
代表的な自動車			バ ス 大型トラック 大型乗用車	小型トラック 小型乗用車	3輪トラック	大型オートバイ	軽トラック 軽乗用車	オートバイ	ロードローラー ブルドーザー	農耕トラクター （注1）	フォークリフト シャベルローダー （注2）	電動キック ボード	ミニバイク	バイク	
構 造	車 輪 数		4輪以上	4輪以上	3輪	2輪	3輪以上	2輪	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	2輪	
	大きさ （m）	長 さ 幅 高 さ	4輪以上の小型自動車より大きいもの	4.7以下 1.7以下 2.0以下	3輪の軽自動車より大きいもの	2輪の軽自動車より大きいもの	3.4以下 1.48以下 2.0以下	2.5以下 1.3以下 2.0以下	制限なし	制限なし	4.7以下 1.7以下 2.8以下	1.9以下 0.6以下 —	1.9をこえ2.5以下 0.6をこえ1.3以下 2.0以下	2.5以下 1.3以下 2.0以下	
		総排気量(cc)または定格出力（W）		同 上			660ccをこえ2,000cc以下 （注3）	660ccをこえる			250ccをこえる	660cc以下	125ccをこえ250cc以下	制限なし	制限なし
検 査			○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	
登 録			○		○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	
届 出			×		×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
強 制 保 険			○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	

申請(手続) さきは次のとおり
運輸支局・・・普通自動車、小型自動車(小型特殊自動車を除く)、大型特殊自動車、
軽自動車(三輪以上を除く)
軽自動車検査協会・・・軽自動車(二輪を除く)
市区町村・・・小型特殊自動車、原動機付自転車

(注) 1. 最高速度35キロ未満のものに限る。
2. 最高速度15キロ以下のものに限る。
3. ジーゼル機関を用いるものについては総排気量の適用はない。
4. 原動機付自転車等については、道路運送車両法上の届出義務はないが、条例により市区町村へ届出て、ナンバープレート(標識番号標)をつけることになっている。

道路交通法

種類	自 動 車								原動機付自転車		
	大 型 自 動 車	中 型 自 動 車	準中型自動車	普通自動車	大型自動 2輪車	普通自動 2輪車	大型特殊 自動車	小型特殊 自動車	一般 原動機付自転車	特定小型 原動機付自転車	
構 造 その他	・車両総重量 11トン以上 ・最大積載量 6.5トン以上 ・乗員定員 30人以上	・車両総重量 7.5トン以上 11トン未満 ・最大積載量 4.5トン以上 6.5トン未満 ・乗車定員 11人以上 30人未満	・車両総重量 3.5トン以上 7.5トン未満 ・最大積載量 2トン以上 4.5トン未満	他のいずれにも 該当しない自動車	総排気量 400cc/定格出力20KWを超える2輪の自動車	総排気量50cc/定格出力600Wを超え 400cc/20KW以下の2輪の自動車	特殊自動車のうち、 小型特殊自動車の規格を超えるもの	・長さ4.7m以下 ・幅 1.7m以下 ・高さ2.0m以下(注1) 最高時速15キロ以下 の特殊自動車	二輪のもの及び総理大臣が指定する三輪以上のもの(注2)： 総排気量50cc/定格出力600W以下 その他のもの： 20cc/250W以下 (特定小型原動機付自転車に該当するものを除く)	大 き さ	長さ1.9m以下 幅 0.6m以下 定格出力600W以下 最高時速20キロ以下 走行中に構造上の最高速度の設定の変更ができない AT機構がとられている 保安基準に規定する最高速度表示灯を備える
	のいずれかに該当する自動車		のいずれかに該当する自動車							構 造	

(注) 1. ヘッドガード等を備えた自動車で、ヘッドガード等を除いた部分の高さが2.0m以下のものについては、2.8m以下。
2. 車室なしかつ輪距50cm以下及び側面が開放されている車室を備え、かつ輪距50cm以下